

令和 3 年 5 月 31 日
内閣官房孤独・孤立対策担当室

孤独・孤立の実態把握のための今後の取組について
(実態把握タスクフォースにおける検討の取りまとめ)

孤独・孤立ⁱの実態把握に向け、内閣官房孤独・孤立対策担当室を中心に、タスクフォースの構成府省において以下 1～3 に取り組むとともに、タスクフォース構成府省以外の省庁に対しても以下の取組の趣旨を踏まえた協力を行うよう働き掛ける。

【具体的な取組】

1. 孤独・孤立の実態把握に関連する統計調査等の整理・公表

各府省が実施している統計調査等（業務統計、意識調査等を含む。以下同じ。）のうち、社会や他者との関わりの程度等を調査対象に含む統計調査等について、実施府省名、名称、調査周期、調査対象（人数、年齢等）、孤独・孤立の実態把握に関連する主な調査項目、調査方法、調査結果へのアクセス（調査結果が公表されている URL）等を一覧表の形で整理・公表するⁱⁱ。一覧表は随時更新して広く一般の利用に供する。

2. 孤独・孤立の実態把握のための全国調査の実施

我が国における孤独・孤立に係る実態の全体像を概括的に把握するため、別紙により全国規模の実態調査を実施する。調査の詳細については、孤独・孤立対策担当室において引き続き関係方面から意見を聴取しつつ、当該調査の委託先に設ける有識者等で構成する研究会において具体化する。

孤独・孤立の状態に現に陥っている人々については、統計的な手法によっては抽出される人数が少ない可能性があり、また、上記調査に対して協力を得ることが困難な場合も想定されることから、そのような人々に日頃支援を行っている NPO 等の団体を通じたアンケート等も合わせて行い、孤独・孤立に現に陥っている人々の実態把握に努める。

なお、令和 4 年度以降の全国調査の在り方については、今年度実施する調査の設計とあわせて上記研究会において検討を行う。

3. 各府省が実施する個別統計調査等における対応

各府省がそれぞれの行政目的に応じて実施する統計調査等において、上記の全国調査をベンチマークとしつつ、当該調査等の対象における孤独・孤立

の実態をより詳細に把握・分析できるよう、必要に応じて調査対象、調査項目等の見直しを行う。

あわせて、各府省が実施している統計調査のうち、十分な標本の大きさを確保でき、かつ、「単身」、「単独世帯」といった孤独・孤立との関連が考えられる属性に着目して新たな分析を行うことが可能なものについて、調査票情報を二次利用した特別集計を行うなど孤独・孤立の実態把握に多角的に取り組む。

上記により得られた知見は、孤独・孤立対策全般に活用するとともに、各府省の政策分野における証拠に基づく政策立案（EBPM）やPDCAサイクルに反映させていくこととする。

【実施のタイミング】

1. については本年4月に公表した一覧表を今後も適宜のタイミングで更新することとする。2. については今年度中に結果を公表できるよう速やかに具体化に取り組む。3. については、対応が可能な統計調査等は今年度から、それ以外のものは今後の調査設計や結果公表のタイミングにあわせて、順次実施に取り組む。

ⁱ 「孤独」、「(社会的) 孤立」の用語をめぐるのは、英国の社会学者 P・タウンゼントが前者 (loneliness) を仲間づきあいの欠如又は喪失による主観的な好ましからざる感情と、後者 (social isolation) を家族やコミュニティとほとんど接触がないという客観的な状態と区別した例を始め、様々な概念的定義が提唱されている。我が国の法令等においてそれらについて定義を定めているものはなく、また、現場で問題に取り組む関係者の間で「孤独」や「孤立」について様々な理解や使われ方があることもうかがわれる。

そうした状況に鑑み、当面の実態把握においては、「孤独」、「孤立」の概念的定義をめぐる議論には踏み込まず、社会や他者との関わりに関する個人の状況を主観・客観の両面から捉えてこれを分析することを通じて人々の置かれている状況を明らかにすることを目指すこととする。

ⁱⁱ 第2回孤独・孤立対策に関する連絡調整会議（令和3年4月23日）に報告し、内閣官房孤独・孤立対策室 HP で公表済。

孤独・孤立の実態把握のための全国調査（仮称）について（素案）

1 担当省庁

内閣官房孤独・孤立対策担当室

2 実施方法

統計法に基づく一般統計調査として実施（外部の調査機関等に委託して実施）

3 調査対象

全国・全世代の個人を対象

※ 対象年齢の下限について要検討

4 調査方法

調査対象者から統計的な手法で無作為抽出した2万人程度に調査票を郵送し、郵送又はWEBフォームにより回答を回収

5 主な調査事項（30～40問程度を想定）

①孤独に関する事項

ア 孤独感（※英国の取組、UCLA尺度等を参考に具体的な設問を検討）

イ 孤独を感じるようになった出来事・契機

ウ 孤独への対処方法（家族・友人や関係機関・団体に相談したか等） 等

②孤立に関する事項

ア 社会的交流（家族・友人等との接触状況等）

イ 社会的サポート（他人からの／他人への支援の状況）

ウ 社会参加（組織・活動への参加状況） 等

③その他関連項目

ア 心身や生活面の不調・悩みの有無

イ 支援策の認知度

ウ 支援策の利用意向

エ 情報通信機器・SNS等の利用状況 等

④属性情報

ア 年齢

イ 性別

- ウ 配偶者の有無（離死別を含む）
- エ 家族構成（同居人の有無等）
- オ 教育・就業状態
- カ 居住形態（住宅の建て方、持ち家か否か等）
- キ 世帯の年間収入 等

6 主な集計事項

孤独・孤立に関する事項やその関連項目、年齢、性別等の属性情報のクロス集計を行う。

（例：「年齢×性別×配偶者の有無×孤独感」、「孤独感×社会的交流（サポート・社会参加）の状況」、「孤独感×心身や生活面の不調・悩みの有無×居住状況」「孤独感×支援策の利用意向×情報通信機器・SNS等の利用状況」等）

7 スケジュール（予定）

令和3年5～7月：有識者・NPO法人等からのヒアリング等を通じた意見・ニーズ等の収集・集約、研究会の準備

8～9月：研究会における検討（調査の名称、具体の調査内容、設問の表現等）

9～11月：総務大臣による承認、並行して調査準備（調査票等の印刷、WEBフォームの作成等）

12～令和4年1月：調査実施

2～3月：審査、集計、分析、結果公表

8 その他

- ・ 調査の具体的な内容、集計事項等については、引き続き令和3年7月までの間に孤独・孤立対策担当室において関係方面から意見を聴取しつつ、令和3年8月に委託先に設ける有識者等で構成する研究会で確定する。
- ・ 調査設計に当たっては、調査対象者の心理的な抵抗感に配慮した調査の名称、設問の流れ・表現等を工夫するとともに、各府省が行う統計調査等との連携や、先行研究・取組との比較可能性の確保等も考慮する。
- ・ 併せて、孤独・孤立の状態に現に陥っている人々に対して、日頃から支援を行っているNPO等の協力を得た上で同団体等を通じてアンケート等を行うことにより、本人の意識や取り巻く環境等について5に準じて実態の把握を行う。